

改正 令和5年3月24日監査委員告示第5号

神奈川県監査委員規程を次のように定める。

神奈川県監査委員規程

（趣旨）

第1条 この告示は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、神奈川県監査委員に関する条例（昭和36年神奈川県条例第3号）第6条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（代表監査委員）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の3第1項の規定による代表監査委員は、監査委員の協議により選任する。

2 代表監査委員の任期は1年とする。ただし、再任されることができる。

3 代表監査委員は、次に掲げる事務を処理する。

（1） 事務局長その他の事務局職員の任免、給与、分限、懲戒及び服務に関すること。

（2） 予算見積りの策定に関すること。

（3） 監査委員の職務旅行及び事務局長その他の事務局職員の旅行命令に関すること。

（4） 監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の日程作成及び実施通知に関すること。

（5） 個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第63号）、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）及び神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年神奈川県条例第8号）の施行に関すること。

（6） 事務局長その他の事務局職員の外部監査人が行う監査の事務への協力に関すること。

（7） その他監査委員の庶務に関すること。

4 代表監査委員は、その選任後速やかに、法第199条の3第4項の規定によりその職務を代理する監査委員を指定する。

（監査委員協議会）

第3条 監査委員は、法、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）により監査委員の合議によることとされているもの及び次に掲げる事項を協議するため、監査委員協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

（1） 規程の制定及び改廃に関すること。

（2） 監査等の実施方針に関すること。

（3） 監査等の計画に関すること。

（4） 監査の請求又は要求に基づく監査の実施に関すること。

（5） 例月出納検査及び指定金融機関等監査の結果に関すること。

（6） その他監査委員の職務執行に関すること。

2 前項の協議は、文書による回議をもってこれに代えることができる。

3 協議会は、代表監査委員が招集し、毎月1回開催することを例とする。

4 協議会は、非公開とする。

（監査等の実施）

第4条 監査等の実施に必要な事項は、別に定める。

（事務局長等の専決）

第5条 代表監査委員の権限に属する事務は、別に定めるところにより、事務局長その他の事務局職員が専決することができる。

(補則)

第6条 この告示の実施につき必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県監査委員職務執行規程（昭和54年神奈川県監査委員告示第1号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。